

経済産業省告示第六十七号

平成十八年経済産業省告示第六十六号（エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法を定める件）を次のように改正し、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十一年三月三十一日

経済産業大臣 二階 俊博

別表第一軽油の項中「三十八・ニギガジュール」を「三十七・七ギガジュール」に、重油の項口中「四十一・七ギガジュール」を「四十一・九ギガジュール」に、液化石油ガス（LPG）の項中「五十・ニギガジュール」を「五十・八ギガジュール」に改める。